

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年五月三十一日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第三十七号

佐賀県税条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県税条例施行規則（昭和三十年佐賀県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中

様式第五十三号の四	免税用途使用軽油承認申請書	条例第百九条の十七
様式第五十三号の四	免税用途使用軽油承認書	
様式第五十三号の四その一	軽油引取税に係る免税用途使用軽油承認申請書	条例第百九条の十七第一項
様式第五十三号の四その二	軽油引取税に係る免税用途使用軽油承認書	条例第百九条の十七第二項

に、

を

「相続人代表者指定届出書」を「相続人代表者指定（変更）届出書」に改める。  
様式第五十三号の四を削り、様式第五十三号の三その二の次に次の二様式を加える。

様式第 53 号の 4 その 1

<p>軽油引取税に係る免税用途使用軽油承認申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>県税事務所長 様</p> <p style="text-align: right;">免税軽油使用者証番号第 号 住所（所在地） 氏名（名 称） <span style="float: right;">㊟</span></p> <p>地方税法第144条の31第 <math>\frac{4}{5}</math> 項の規定により、免税用途に供した軽油の承認を受けた く事実を証する書類を添えて申請します。</p>	
免税証の交付を申請した軽油の数量	リットル
交付を受けた免税証に係る有効期間及び軽油の数量	年 月 日から 年 月 日まで リットル
免税軽油以外の軽油を免税用途に供した理由	
上記の使用期間	年 月 日から 年 月 日まで
上記の数量	リットル
免税軽油以外の軽油 を引き渡した販売業者	住 所（所在地） 氏 名（名 称）
免税証の交付を申請することができなかった理由	

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

様式第 53 号の 4 その 2

軽油引取税に係る免税用途使用軽油承認書		第	号
		年	日
住 所	_____		
氏 名	_____	様	
		_____ 県税事務所長	印
年	月	日申請の免税証に記載された数量を超える数量の軽油 リットルにつき免税軽油として承認します。	

注 この承認書は、免税取扱特別徴収義務者が地方税法第144条の31第4項又は第5項の規定による軽油引取税の還付又は納入義務の免除を受けるための申請書に添付してください。

様式第七十六号を次のように改める。

様式第 76 号

相続人代表者指定(変更)届出書					
年 月 日					
県税事務所長 様					
相続人代表者 住(居)所 氏名(名称)					
下記のとおり相続人の代表者を指定(変更)しましたので、地方税法第9条の2第1項の規定により届け出ます。					
被相続人	死亡時 住(居)所				
	氏 名			死 亡 年月日	年 月 日
相      続      人	氏 名 (名 称)	印	住 (居) 所 (事務所・事業所)	被相続 人との 続 柄	相 続 分
相続人代表者の 氏名(名称)					
備 考					

注 相続人欄は、それぞれの相続人が署名押印又は記名押印をしてください。

備考 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

## 附 則

### （施行期日）

1 この規則は、平成二十三年六月一日から施行する。

### （経過措置）

2 この規則による改正前の佐賀県税条例施行規則に規定する様式による用紙は、当該用紙が残存する間、所要の調整をして使用することができる。